

新 適格消費者団体設立支援事業

くらし安全・消費生活課

1 目的

消費者被害の未然防止・拡大防止のため、事業者の不当行為の差止請求等を行う適格消費者団体（消費者契約法第2条第4項）の認定を受けることを目指す団体を支援し、県内における適格消費者団体の設立を促進する。

2 実施主体

県内に事務所を有する民間団体（非営利団体。宗教、政治団体、暴力団関係を除く。）

3 事業内容

- (1) 補助率 補助対象経費の10分の10以内
- (2) 補助金額 予算の範囲内
- (3) 補助対象経費

適格消費者団体の立ち上げを目的として実施する事業に要する経費

人件費、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費）、役務費、委託料、使用料・賃借料、その他必要経費

（民間団体の組織運営等に係る経常的な経費及び設備投資・財産取得に係る経費は対象外とする。）

- (4) 補助対象事業

適格消費者団体の立ち上げを目的とした事業であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 消費者団体又は適格消費者団体を立ち上げようとする団体が行う、活動のノウハウ等について、既存の消費者団体や適格消費者団体と情報交換を行うための事業

イ 適格消費者団体の認定を受けようとする消費者団体などが行う、認定を受けるために必要となる以下の各号の取組のうち、1つ以上を含む事業

- ① 消費者被害110番や無料相談会などの情報収集活動
- ② 適格団体の設立や消費者問題に関するシンポジウムやセミナー等の開催
- ③ 事業者の不当行為への是正申し入れの検討
- ④ 団体の会員や寄附金の増加を図るための普及啓発活動
- ⑤ 適格消費者団体としての業務に必要な事務機器及び執務参考資料の整備
- ⑥ 消費者庁への事前相談及び認定申請
- ⑦ その他、消費者団体訴訟制度の担い手育成に必要な活動

4 予算要求額 1,500千円（基金 1,500千円）（臨）（19節）**5 その他（県内の適格消費者団体設立を目指す団体の概要等）**

- (1) 団体名：ながの消費者支援ネットワーク設立準備会（任意団体）
- (2) 事務局：県消費者団体連絡協議会、弁護士、司法書士、消費生活相談員等
- (3) 当面の予定

- ・平成28年12月15日 NPO法人（特定非営利活動法人）設立総会
- ・平成29年4月1日 NPO法人の認可（県）、設立登記（法務局）
認定に向けた活動を実施
- ・平成31年4月1日 適格消費者団体の認定【最短の場合】

- (4) その他

・適格消費者団体の認定要件の一つに「差止関係業務（消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者被害の防止及び救済のための活動）を最低2年間行っていること」と規定されている。（「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」）